

就 学 援 助 制 度 に つ い て

古殿町では、お子様が小・中学校に通ううえで経済的な援助を必要とされる方に対し、学用品費、校外活動費などを援助する奨学援助制度を設けております。

就学援助を希望される方は、以下の説明をご覧のうえ、古殿中学校へ申請書類を提出してください。（例年2月に次年度分申請のご案内をしておりますが、随時申請は受け付けています。くわしくは古殿中又は古殿町教育委員会までお問い合わせください。）

【就学援助の内容】 ※それぞれ支給額に上限があります

- 学用品費・通学用品費 ○校外活動費 ○修学旅行費
- オンライン学習費 ○新入学生徒学用品費
- 卒業アルバム代

【認定基準】 ※下記のいずれかの基準に該当する方が対象です

- 生活保護を受けている
- 町民税が非課税、または町民税・個人事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けている
- 国民健康保険税の減免を受けている
- 児童扶養手当を受けている
- 災害・その他の特別な理由で経済的に困っている

【申請について】 ※教育委員会が審査・認定します

「就学援助費支給申請書」「同意書（収入及び課税状況調査・納付状況調査）」の用紙が中学校にあります。必要事項を記入のうえ提出してください。支給対象となるのは、認定後の経費に限られます。